



1 労働基準と危害防止

—工事を安全に進めるために—

起工式等の挨拶で「安全を第一に無事故で………」という言葉をよく耳にします。これは、建築主、工事施工者の方々の重要な目標であると思います。しかし、建設業は労働災害の多い業種となっております。建設工事現場における労働災害の特徴としては、高所からの墜落や転落事故（繰り返し災害といわれる）が多いことがあげられます。

この災害を防止するための法律として労働基準法（昭和22年4月7日）が制定され、この中で安全及び衛生に関しては昭和47年における法律の改正に伴い「労働安全衛生法」として独立しました。その主な内容は、労働安全衛生規則、労働基準、労働災害の防止に伴う諸規則及び規制など、さらに労働災害発生に伴う罰則の強化や通告制度があります。

建築主にとっても無事故での完成が大きな喜びであると思いますので、仮設工事（安全対策などが含まれる）の内容を十分理解することが必要です。

さらに、建築基準法でも同法施行令第7章の8（第136条2の20～第136条の8）に「工事現場の危害の防止」を定めて事故の防止を図っています。

その主な内容は次の通りです。

- 工事現場に仮囲いを設ける
- 基礎工事を行う場合には、地下の埋設物（ガス管、上下水道管など）の破壊を防止する
- 地下水の汲み上げなどによる地盤沈下を防止する
- 地盤の掘削により周辺建築物などに危害を生じさせない
- 作業機械の転倒や資材等の落下を防止する
- くず、ごみを周辺に飛散させない
- 工事現場からの落下物により周辺に危害を生じさせない
- 工事現場の火災を防止する

問い合わせ先……都市計画部 建築指導課 構造設備担当